

新潟県条例第49号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務にあつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。)	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務にあつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、糸魚川市、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。)
(1)~(31) (略)		(1)~(31) (略)	
9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新潟市、長岡市、三条市、柏	9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可(学術研究又は鳥獣の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新潟市、長岡市、三条市、柏

系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村

(略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)~(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、 <u>聖籠町</u> 、 <u>津南町</u> 及び <u>粟島浦村</u>
2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市、柏崎市、

系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

崎市、十日町市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村

(略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)~(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、 <u>燕市</u> 、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、 <u>聖籠町</u> 、 <u>弥彦村</u> 及び <u>津南町</u>
2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三条市、柏崎市、

(1)～(61) (略)	小千谷市、見附市、 <u>燕市</u> 、阿賀野市、 <u>胎内市</u> 及び <u>弥彦村</u>
(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(86) (略)	三 条市、 <u>柏崎</u> 市、 <u>燕</u> 市及び <u>弥彦</u> 村
(略)	
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(61) (略)	新 潟市、三 条市、 <u>柏崎</u> 市、 <u>燕</u> 市及び魚沼市
5の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、5の項各号に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）及び次に掲げるもの (1) 法第83条の2第1項の規定による命令 (2) 法第83条の2第2項の規定による損失の補償	弥彦村
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	長 岡市、三 条市、

(1)～(61) (略)	小千谷市、見附市、阿賀野市及び <u>胎内市</u>
(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(86) (略)	三 条市及び <u>柏崎</u> 市
(略)	
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。） (1)～(61) (略)	新 潟市、三 条市、 <u>柏崎</u> 市及び魚沼市
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	長 岡市、三 条市、

定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、 <u>燕市</u> 、 <u>妙高市</u> 、 <u>魚沼市</u> 、 <u>南魚沼市</u> 及び <u>聖籠町</u>
---	---

(略)

(6) 産業労働観光部関係

事 務	市町村
(略)	
2 商工会議所法(昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	長岡市、小千谷市、 <u>五泉市</u> 及び <u>上越市</u>
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)	三 条市、 <u>柏崎市</u> 、 <u>新発田市</u> 、 <u>加茂市</u> 、十日町市、村上市、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川</u>

定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)	柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、 <u>燕市</u> 、 <u>魚沼市</u> 、 <u>南魚沼市</u> 及び <u>聖籠町</u>
---	--

(略)

(6) 産業労働観光部関係

事 務	市町村
(略)	
1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第7条第2項第1号又は第2号の規定による特定商工業者の該当基準の引上げの許可 (2) 法第12条第1項の規定による負担金の賦課の許可	上越市
2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	長岡市、 <u>新発田市</u> 、小千谷市、 <u>糸魚川市</u> 及び <u>五泉市</u>
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(10) (略)	三 条市、 <u>柏崎市</u> 、 <u>加茂市</u> 、十日町市、村上市、 <u>燕市</u> 及び <u>妙高市</u>

	市及び 妙高市
(略)	
(7) (略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。 以下この項において「法」という。） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、見 附 市、 <u>村 上 市</u> 、 燕 市、妙 高 市、上 越 市、阿 賀 野 市、 <u>佐 渡 市</u> 、 胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村
2 農地法に基づく事務のうち、1の 項各号に掲げるもの（同一の事業の 目的に供するため2ヘクタールを超 える農地を農地以外のものにする場 合又は同一の事業の目的に供するた め2ヘクタールを超える農地若しく はその農地と併せて採草放牧地につ いて権利を取得する場合に係るもの を除く。）	十日町 市、糸 魚 川 市、五 泉 市 及 び 刈 羽 村

(略)	
(7) (略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。 以下この項において「法」という。） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、見 附 市、燕 市、妙 高 市、上 越 市、阿 賀 野 市、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村
2 農地法に基づく事務のうち、1の 項各号に掲げるもの（同一の事業の 目的に供するため2ヘクタールを超 える農地を農地以外のものにする場 合又は同一の事業の目的に供するた め2ヘクタールを超える農地若しく はその農地と併せて採草放牧地につ いて権利を取得する場合に係るもの を除く。）	<u>柏 崎 市</u> 、十 日 町 市、糸 魚 川 市、五 泉 市 及 び 刈 羽 村

(略)		(略)	
5	土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) (略) (8) <u>法第113条の3第1項</u> の規定による工事の完了の届出の受理 (9) <u>法第113条の3第2項</u> の規定による公告	(略)	(略)
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事 務		事 務	
市町村		市町村	
(略)		(略)	
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>法第18条第1項（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）</u> の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 <u>(2)の2 法第22条の2第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u> (3) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	(略)	(略)
(略)		(略)	

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第2条 新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) 第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、村上市、上越市及び聖籠町が処理することとする。 (1)～(9) (略)	(事務処理の特例) 第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、上越市及び聖籠町が処理することとする。 (1)～(9) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第

149号) 及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。